

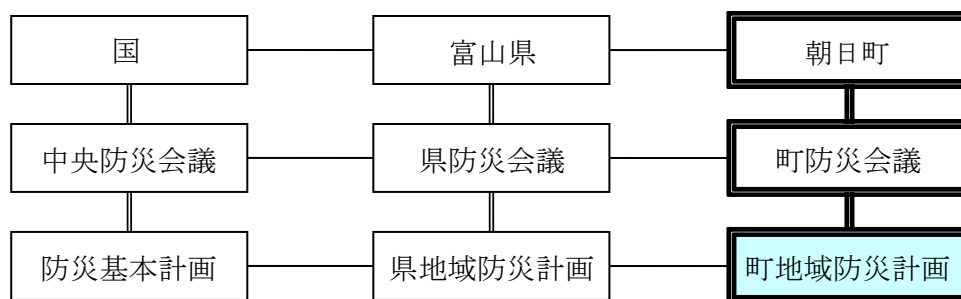
第1章 総則

第1節 計画の目的

1 計画の目的

この計画は、朝日町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、又は被害を最小に軽減することにより、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、朝日町防災会議が作成する計画で、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期すために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する事項を策定するものである。

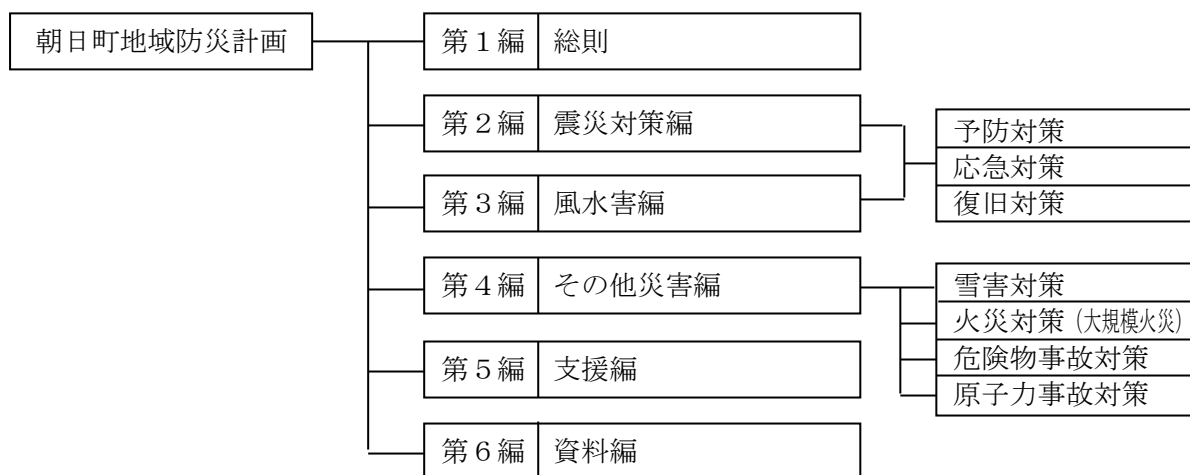
図1-1-1 町、県及び国の防災会議並びに防災計画の体系



2 計画の構成

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各種災害に対処するため朝日町防災会議が作成した総合的な計画である。

図1-1-2 朝日町地域防災計画の構成



この計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害編、第4編をその他災害編とし、それぞれの災害の予防、応急、復旧等の各段階における諸施策を示した。また、第5編に支援編を設け、他地域における大規模災害発生時における町の対応策を示した。さらに、第6編を資料編とし、本計画に必要な関係資料を掲げた。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 計画の周知

計画の内容は、町職員、防災関係機関及びその他の防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、町民にも広く周知徹底するよう努める。

5 計画の運用・習熟

当町各課局部並びに防災関係機関等は平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努める。

6 他の計画との関係

(1) 富山県地域防災計画との関係

この計画は、富山県地域防災計画と整合性を有するものとする。

(2) 朝日町総合計画との関係

朝日町総合計画のうち、防災に関する部分については、この計画と矛盾し、又は抵触することがあってはならない。

(3) その他法令等に基づく計画との関係

この計画は、当町の地域に係る防災対策の基本としての性格を有するものであって、災害対策基本法以外の法令の規定に基づく計画は、この計画と矛盾し、又は抵触することがあってはならない。

第2節 防災の基本方策

1 基本方針

当計画の基本方針を次のとおり定める。

「住みよい町“あさひ”～みんなで守る・備える・支えあう～」

朝日町は、海と山に囲まれた自然豊かな町であるが、それゆえに「自然の恵み」を受ける利点を持ちながら、一方では「自然の猛威」にさらされる危険性をはらんでいる。

「自然の猛威」を乗り越え、町民が安全・安心に暮らすことのできる住みよいまちづくりを進めるため、この基本方針のもと地域防災計画を策定する。

2 各段階における基本方策

(1) 「守る」…災害に強いまちづくり

建築物の耐震化や海岸保全施設の整備といった地震・津波対策や、治山・治水事業をはじめとする土砂災害対策等を適切に講じるなど、自然の猛威を受けにくい施設整備を進める。

(2) 「備える」…被害を抑える“減災”対策

防災意識の啓発や防災教育などのソフト事業や、災害発生時の初動体制を事前に定めることなどを通じて、災害発生時の被害を抑える。

(3) 「支えあう」…心ふれあう助け合い

避難行動要支援者の避難支援等、住民や行政等による手助けを図るとともに、他地域で大規模災害が発生した場合における支援策を明示する。

第3節 防災機関の処理すべき事務又は業務大綱

町及び朝日町の地域を管轄する指定地方行政機関、県、指定公共機関、指定地方公共機関、町区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて朝日町地域に係る防災に寄与するものとし、各機関が防災に関して処理すべき事務及び業務の大綱は次のとおりとする。

1 防災関係機関等の責務

(1) 町（新川地域消防組合朝日消防署を含む。）

町は、町の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町内の公共的団体並びに町民の協力を得て、防災活動を実施する。

- ・朝日町防災会議に関する事
- ・災害対策の組織の整備に関する事
- ・災害予警報の情報伝達に関する事
- ・防災行政無線等、情報伝達システムの整備に関する事
- ・避難の勧告、指示に関する事
- ・被災状況の情報収集、伝達及び広報・広聴に関する事
- ・被災者の救助、救護に関する事
- ・災害時における緊急交通路及び輸送の確保に関する事
- ・消防活動及び水防対策に関する事
- ・水道事業の災害対策に関する事
- ・児童、生徒に対する応急教育に関する事
- ・公共土木施設及び農業用施設に対する応急措置に関する事
- ・浸水、土砂崩れに対する応急措置に関する事
- ・飲料水、食料、医薬品、生活必需品の備蓄に関する事
- ・災害救援ボランティアの受入調整等に関する事
- ・自主防災組織の育成指導と地域住民の災害対策の促進に関する事
- ・避難行動要支援者の避難支援に関する事
- ・その他防災に必要な事項で、関係機関の業務に属さない業務

事務及び業務の詳細は、「災害対策本部業務分掌表」によるものとする。

(2) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

ア 国土交通省北陸地方整備局

- ・土砂災害緊急情報の発表等に関する事

イ 国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所

- ・朝日海岸における海岸保全施設整備事業及び災害復旧事業に関する事

- ウ 国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部国道維持出張所
 - ・一般国道の管理、維持修繕及び交通安全対策に関すること
 - ・除雪、防雪及び災害復旧事業に関すること
- エ 農林水産省中部森林管理局富山森林管理署
 - ・森林、治山による災害予防に関すること
 - ・保安施設等の整備及び防災管理に関すること
- オ 農林水産省北陸農政局富山県拠点
 - ・災害時における主要食糧等の需給対策に関すること

(3) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

- ・富山県地域防災計画による処理すべき事務又は業務に関すること
- ・市町村、指定地方行政機関並びに指定公共機関等の防災事務又は業務の実施についての総合調整に関すること

(4) 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を実施するとともに、活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

- ア 西日本電信電話株式会社富山支店
 - ・電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
 - ・災害時における緊急電話の確保に関すること
- イ あいの風とやま鉄道泊駅
 - ・鉄道防災施設の整備に関すること
 - ・災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保に関すること
- ウ 北陸電力株式会社
 - ・電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
 - ・災害時における電力供給の確保に関すること
- エ 北陸電力送配電株式会社
 - ・電力施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること
 - ・災害時における電力融通に関すること
- オ 日本郵便株式会社泊郵便局及び町内各郵便局
 - ・災害時における郵便業務の確保に関すること
 - ・災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること
- カ 中日本高速道路株式会社富山保全・サービスセンター及び東日本高速道路株式会社上越管理事務所
 - ・高速道路の改良、管理及び維持修繕業務に関すること
 - ・防雪及び災害復旧事業に関すること
- キ 新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合（CATV放送センター）

第1編 総則 第1章 総則

- ・町民に対する防災知識の周知徹底に関すること
- ・災害時における住民等への各種情報の周知・伝達に関すること
- ク 新川コミュニティ放送
 - ・町民に対する防災知識の周知徹底に関すること
 - ・災害時における住民等への各種情報の周知・伝達に関すること
- ケ 朝日町土地改良区（指定地方公共機関）
 - ・農道、水門、水路、ため池等の施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること

(5) 自衛隊

自衛隊は、要請により部隊等を派遣し、次の活動等を支援する。

- ・災害時における人命、財産の保護に関すること
- ・災害時における応急復旧活動に関すること

(6) 公共的団体

公共的団体は、その業務の公共性、公益性から、自ら防災活動を実施するとともに、活動が円滑に行われるよう協力する。

- ア 朝日町自治振興会連絡協議会（町内会等を含む。）
 - ・自主防災組織の育成及び災害時における応急対策の協力に関すること
- イ 朝日町医師会
 - ・災害時における医療救護活動に関すること
- ウ 朝日町社会福祉協議会
 - ・町が実施する避難行動要支援者に対する支援の協力に関すること
 - ・災害時におけるボランティアの受入れ及び派遣に関すること
- エ 朝日町民生委員児童委員協議会
 - ・町が実施する避難行動要支援者に対する支援の協力に関すること
- オ 朝日町校長会
 - ・災害時における学校内での児童・生徒の安全確保に関すること
- カ みな穂農業協同組合
 - ・町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
 - ・農産物の災害応急対策の指導に関すること
 - ・被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
 - ・農業生産機材及び農家生活資材の確保とあっせんに関すること
 - ・共同利用施設の応急対策及び災害復旧に関すること
 - ・防災に関する情報の提供に関すること
- キ 朝日町漁業協同組合
 - ・町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
 - ・被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること
 - ・防災に関する情報の提供に関すること
- ク 新川森林組合
 - ・町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
 - ・被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること

- ・防災に関する情報の提供に関すること
- ケ 朝日町商工会
 - ・町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
 - ・災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ・救援物資、復旧資材、生活必需品、生鮮食料品等の確保についての協力及びあっせんに関すること
 - ・被災商工業者に対する融資又はそのあっせんに関すること
- コ 朝日町建設業協会
 - ・災害時における応急対策及び災害復旧の協力に関すること

2 防災上重要な施設の管理者の責務

(1) 防火対象物の管理者

- ・避難施設の整備と避難等の訓練の実施に関すること
- ・災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧に関すること

(2) 危険物施設の管理者

- ・施設の整備等災害予防対策の実施に関すること
- ・災害時における危険物等の保安措置に関すること

3 町民等の責務

(1) 町民

- ① 災害時の被害を最小化するため、地域住民と相互に協力するとともに、町が行う防災事業に協力し、町民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。
- ② 「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど、自ら災害に備えるための対策を講じるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。
- ③ 「みんなのまちはみんなで守る」ため、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(2) 事業所・企業

- ① 自衛消防隊を組織し消防防災体制を整備するとともに、町が実施する防災事業に協力するものとする。
- ② 事業活動に当たっては、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、災害時の被害を最小化するため最大の努力を払うものとする。
- ③ 災害時の企業の果たす役割（安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、施設の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第4節 朝日町の概要

1 位置、面積

朝日町は、富山県の東端、新潟県との県境に位置し、東は新潟県糸魚川市、西は入善町、南は黒部市及び長野県白馬村に接し、北は9.45kmの海岸線で日本海に面する東西21.05km、南北25.01km、面積227.41k㎡の町である。

東端	東経 137° 45′ 20″	富山・長野・新潟三県の境である後立山連峰三国境
西端	東経 137° 31′ 47″	入善町との境で金山西端の県道上
南端	北緯 36° 45′ 4″	白馬山荘と頂上宿舎間の山稜部
北端	北緯 36° 58′ 37″	境川河口

2 地形、地質

朝日町域は東が山地で、西は平野である。その大部分を占める山地（町総面積の88%）は、海岸から200mぐらいの山地となり、次第に高く北アルプス後立山連峰の山稜に3,000メートル近い高さとなる。この広大な山地には境川、笹川、小川、黒薙川上流の北又谷の本支流が流れ、谷深い山地である。

平野は、小川をはさんで南西側は黒部川の旧扇状地で、北東側は小川による扇状地平野、その末端は日本海に面している。さらに宮崎から境に至る地域は、狭い海岸平野となっている。

当町の地質構成は、形成年代や岩質の変化に富んだ岩層群から成り立っている。

当町に分布する地層や岩石は、構造的に見ると、大きく朝日岳周辺地域、小川流域・黒菱山付近、低山性山地・丘陵地域・海岸付近の3つに区分することができる。そして、これらは地質単位の上で飛騨外縁帯に蛇紋岩メランジェ帯、中生代のジュラ紀から白亜紀にかけて堆積した水成砕屑岩層と白亜紀末から新生代三紀初頭にかけて活動した酸性火成岩類のグループ及び新第三紀中新世から鮮新世にかけて形成されたいわゆるグリーン・タフ活動に属する火山岩類と堆積岩類である。これらの岩層を基盤として第四紀の段丘堆積物や扇状地の沖積層がその上を覆っている。

表 1-1-4-1 町内の主な河川

水系名	水源	地質	平均幅員	勾配		流域面積	流路延長	灌漑面積
				平地部	山地部			
小川	越道峠	花崗岩・火山岩	80m	1/120	1/60	90k㎡	16.79 km	712.15 ㎡
舟川	負釣山	花崗岩・石灰岩	26	1/120	1/55	21	14.80	70.0
笹川	大鷲谷	火山岩・花崗岩	25	1/50	1/29	17	5.89	40.0
境川	犬ヶ岳	花崗岩・片麻岩 ・石灰岩	70	1/130	1/70	58	11.12	20.0

3 気候

当地域の気候は、いわゆる裏日本型の気候であるが、海岸地域から高山地帯に及ぶという地形の関係上、水平的にも垂直的にも大きな差がある。すなわち、気温では平野部と南東の山頂部では年平均で約3℃以上の差があり、山地ほど冬の積雪は多く、従って年総降水量にして約1,000mmの差がある。

気候の季節的推移は、冬季の西高東低の気圧配置になると北西の季節風が吹き、雪が降るが、気温

が比較的高いので「みぞれ」となることも多い。冬の気候は安定しており毎日同じような天気が続き日照時間は少ない。気候は三寒四温的傾向がある。春になると、大陸の高気圧が衰え、暖かになると共に融雪により河川は増水する。梅雨期の雨は太平洋岸に比べて少ない。梅雨が明けると本格的な夏になり、年間を通じて最も雨量が少ない。富山県はフェーン風の顕著なところであるが、当町は少ない。晩夏から秋にかけて当地域はかなりよい天気があるが、11月末から北西の季節風が吹くと寄り回り波による海岸浸食がおこるようになる。

表 1-1-4-2 気象

年次	気 温 (°C)			降 水 量 (mm)		積雪(最深) (cm)	日照量 (h)
	平均	最 高	最 低	総 量	最大日量		
R01	14.2	36.4	-5.3	3,159.5	230.0	26	1,671.5
R02	14.3	35.8	-6.5	2,806.5	98.5	10	1,506.9
R03	14.3	35.6	-6.6	3,303.5	109.5	115	1,504.2
R04	14.4	36.4	-4.1	2,673.5	85.0	78	1,628.0
R05	15.3	37.1	-5.5	3,022.0	107.5	42	1,837.4
R06	15.2	36.0	-2.7	3,114.5	102.0	47	1,609.1

(資料：富山地方気象台)

4 人口・経済

当町の人口は、平成12年には15,915人であったが、平成17年には14,700人、平成22年には13,651人、平成27年には12,246人、令和2年には11,081人となっており、平成12年から令和2年までの20年間に4,834人(30.37%)が減少している。世帯数については核家族化傾向にあるものの、総数は減少している。

表 1-1-4-3 地区別世帯数と人口の推移

年次	大家庄		山 崎		南 保		五箇庄		泊	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
H 7	628	2,359	498	1,718	418	1,369	687	2,407	2,288	7,150
H12	631	2,277	479	1,614	413	1,291	736	2,434	2,131	6,565
H17	608	2,118	465	1,401	396	1,170	749	2,338	2,142	6,178
H22	591	1,976	467	1,284	369	1,059	733	2,164	2,073	5,826
H27	605	1,850	419	1,059	346	913	721	1,992	1,978	5,300
R 2	571	1,648	377	876	338	818	699	1,796	1,946	4,922

年次	笹 川		宮 崎		境		総 数	
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
H 7	157	456	202	700	301	848	5,179	17,007
H12	156	432	184	599	256	703	4,986	15,915
H17	139	364	182	544	205	587	4,886	14,700
H22	125	315	175	516	185	511	4,718	13,651
H27	114	265	171	438	160	429	4,514	12,246
R 2	104	240	165	406	153	375	4,353	11,081

(資料：国勢調査)

第1編 総則 第1章 総則

一方、高齢者人口（65歳以上）は、令和2年度で4,948人（総人口の44.7%）に達し、そのうち一人暮らし世帯が620世帯となっている。

当町では、町外への勤務者が多く、昼間人口は10,837人（平成27年国勢調査）となっている。また、近年の都市化の進行に伴い、地域経済も第1次産業から第2次産業、第3次産業へ大きく移行しており、高齢化の進行とともに防災面でも新たな対応が必要となってきている。

5 土地利用

当町の平野部は、町総面積の約10%であり、そのほとんどが農地となっているが、都市化に伴う農地転用により宅地化が進んでいる状況でもある。

表 1-1-4-4 土地利用状況（各年1月1日現在）

単位：ha

年次	合計	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
H24	22,741.0	1,650.6	90.6	321.2	10.5	1,551.6	52.0	129.7	18,934.8
H26	22,741.0	1,646.9	90.4	302.5	10.5	1,543.0	52.1	130.4	18,934.8
H28	22,663.0	1,640.7	90.1	323.2	10.5	1,543.1	52.1	132.4	18,965.0
H30	22,663.0	1,637.3	90.0	323.9	10.5	1,542.1	52.1	134.7	18,839.4
R02	22,663.0	1,629.3	89.9	328.9	10.5	1,538.6	51.9	135.5	18,878.4
R04	22,630.0	1,624.3	89.5	329.0	10.5	1,533.4	52.0	137.2	18,854.1
R06	22,630.0	1,621.6	89.6	331.3	10.5	1,529.5	51.7	134.5	18,861.3

（資料 税務課固定資産概要調書）

注：「その他」欄に国有林面積が含まれている。

6 交通状況

当町の交通状況は、東西にあいの風とやま鉄道、国道8号、北陸自動車道が、また南北には主要な県道・町道が連絡しており比較的良好である。しかし、境、宮崎、元屋敷の区間においては、海岸線に山地が迫る地形上、あいの風とやま鉄道、国道8号、北陸自動車道が狭い範囲を並行して走るなど、災害時における交通遮断やトンネル内における事故が心配される。

通勤や消費生活の広域化などにより、自家用車に依存した地域交通体系が進んでおり、通勤や消費生活の広域化で、自動車保有台数、交通量が増え続ける中、道路の整備・舗装は概ね進み、また消雪装置の普及により、冬期間の交通悪化は縮小されている。

第5節 災害記録

1 地震・津波

当町における地震・津波被害については、比較的大きな地震が発生することが少ないものの、平成19年の能登半島地震、新潟県中越沖地震及び平成26年の長野県神城断層地震では、震度3や4といった揺れを観測している。また、令和6年能登半島地震では、震度5弱の観測や宮崎漁港で浸水高1.4mの津波による痕跡が認められ、一部の住家や公共施設等に被害が発生したほか、漁業関連設備に被害を及ぼしている。

富山県内では、天正13（1586）年の天正の大地震と安政5（1858）年の安政の大地震が大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

2 風水害・土砂災害

当町における大雨の発生を季節的に分けると、4月～5月の低気圧性、6月～7月の梅雨前線、8月～10月の台風時期による発生が見られる。特に水害を起こすような大雨は、日本海に低気圧があつて梅雨前線の停滞した場合で、長期にわたり、しかも降雨量が多いのが特徴であり、集中豪雨による小川、笹川及び境川の災害や土砂崩壊、地すべりなどが多く発生している。

このうち、昭和43年6月、昭和44年8月、昭和47年9月の集中豪雨による被害は特筆するものがあり、交通の大動脈である国道8号、JR北陸本線が土石流・地すべりで完全に不通になったのをはじめ、町内各地で河川氾濫、堤防決壊、住宅全壊、床上浸水等の甚大な被害を受けた。昭和44年の災害時には、4名の死亡者が出るなど災害救助法の適用を受けている。

このように当町においては、その地形上、地すべり、急傾斜地等の危険指定地域が数多くあり、集中豪雨等による際には、大きな被害が発生する危険性が極めて高い。

3 浪害

日本海に面する当町では、全国的にもまれな浸食海岸を有しており、かつ、富山湾特有の「寄り回り波」等により、過去からも度々被害を受けている。平成20年2月に発生した寄り回り波では、境地区で床上浸水、作業小屋の倒壊等の被害が発生した。

当町の海岸線は、小川河口から境川河口までの9.45kmは、自然海岸がほとんどない状態であり、特に宮崎漁港から小川河口までの5.2kmの区間における浸食の状況は著しい。さらに、宮崎漁港西側から笹川河口、横尾、大屋地先では、昭和24年から今日まで、汀線は約110mも後退しており、それによる住宅等の市街地への移転が行われてきた。

また、海岸沿いの主要地方道入善・朝日線も高波の際には、度々通行止めとなるなど、町民の生活に与える影響も大きなものがある。

現在、浸食対策としてテトラポットの投入により、離岸堤や消波工の整備が図られているが、寄り回り波等の高波による流動、流出、摩耗など著しいものがある。

4 雪害

当町における冬期間の積雪は、当町の交通をはじめ各種産業の発達に甚大な損失を与えている。近年の温暖化傾向により、降雪量は小康状態を保っているが、過去には沿岸部で70cm前後、中央部で

第1編 総則 第1章 総則

100cm 前後、山沿いの地域では 200 cm前後の降雪量となったこともあり、特に昭和38年や56年、平成18年などにおいて、豪雪に見舞われている。

12月から3月までが降雪期間となっているが、地形上、地域により積雪量に大きな差があり、特に大平、蛭谷、羽入等の山沿いの集落において平野部の2倍を超え、それによる交通上の障害は大きなものがある。

また、雪崩危険区域も数多く指定を受けており、特に昭和56年の豪雪時には、大平集落において大規模な雪崩が発生し、交通はもとより通信の途絶という事態が起こっている。さらに平野部においては雪により小河川の流水が塞き止められ溢水し、住宅、田畑、道路等に流出し、各所に被害をもたらすなど、雪による被害は当町にとっては深刻である。

5 その他の災害

当町における台風は、8月下旬から10月上旬にかけて毎年数回来襲している。台風時においては、全般的に風水害となり、沿岸部では高波が押し寄せるなど、種々の災害を誘発するおそれ大きい。平成3年9月の台風19号は完全な風台風で、泊で最大風速 26m/S、フェーン現象による気温は 36.5℃を記録した。幸いにして火災の発生は無かったものの、風害による住宅半壊1棟、一部破損8棟、非住宅全壊12棟にも及んだ。

また、日本海側特有のフェーン現象の高温乾燥による農産物被害や火災が発生しやすい状況となる。昭和28年6月には、このフェーン現象下、山間地で住家が密集した蛭谷地区に大火を招き、45戸が全焼するなど甚大な被害を与えている。

第6節 災害の危険性及び被害想定

当町の自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から、将来、次のような災害の発生を予測することができる。

1 地震

当町及びその周辺は、過去の歴史からも大規模な地震はないが、新潟県糸魚川沖からフォッサマグナの北方延長上では、しばしばマグニチュード5クラスの地震が起こり、また、能登半島においても活発な地震活動が観測されているなど、日本海側海底が震源地であるときは、津波被害の危険が高い。

また、阪神・淡路大震災にみられる活断層を震源とした地震については、当町にも、不動堂地内から入善町新屋まで延びる不動堂断層などで構成される魚津断層帯に見られるような活断層が存在し、これらを震源とした場合にはマグニチュード7クラス、最大震度6強の地震が発生する可能性もあり、この場合は建物の倒壊や、大規模火災、道路、ライフラインの崩壊や山崩れ、地すべりなどの被害を及ぼすおそれがある。

2 津波

当町及びその周辺で発生する津波としては、太平洋側の海溝型地震ではなく、活断層地震による津波が想定されており、令和6年能登半島地震より発生した津波では、宮崎漁港にて浸水高1.4mの津波による痕跡が能登半島地震津波調査グループの調査により確認されている。

富山県では、平成29年に津波シミュレーション調査を実施し、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定の設定に必要な調査の対象とする断層である「糸魚川沖」、「富山湾西側」、「呉羽山断層帯」による津波を想定したほか、参考として「日本海地震・津波プロジェクト」の研究成果についても調査を行っている。なお、各構造物の条件設定は津波や地震により構造物が沈下・破壊されることを前提にしており、堤防等の盛土構造物は地震と同時に75%沈下、越流とともに100%沈下。パラペット等のコンクリート構造物については、地震と同時に破壊されることを前提としている。

朝日町における当調査の結果想定規模等は次のとおりである。

表 1-1-6-1 県津波シミュレーション調査結果

	想定数値		被害想定		
	津波高	最大津波高の 到達時間	海岸保全施設等が機能する場合		
			木造建物		死者
			全壊	半壊	
①糸魚川沖 (F41)	5.7m	40分	1棟	6棟	0人
②富山湾西側 (F45)	6.3m	9分	1棟	2棟	1人
③呉羽山断層帯	2.8m	33分	0棟	0棟	0人
参考(最大) 富山湾西側 TB1, 2の連動	8.0m	9分	4棟	12棟	5人

表 1-1-6-2 津波シミュレーション調査結果による地震想定規模

対象地震	地震規模	地震により隆起する地盤	
		想定平均すべり量	長さ、幅
①糸魚川沖 (F 4 1)	M 7. 6	4. 6 6 m	長さ 8 6 k m 幅 2 3 k m
②富山湾西側 (F 4 5)	M 7. 2	2. 7 7 m	長さ 4 3 k m 幅 1 8 k m
③呉羽山断層帯	M 7. 4	2. 9 0 m	長さ 3 5 k m 幅 2 2 k m
【参考】富山湾西側 T B 1, 2 が連動する場合	M 7. 3	3. 0 3 m	長さ 5 4 k m 幅 1 4 k m

3 風水害

当町内の主要河川は、ダム建設、治水工事等が進み大災害の危険性は次第に少なくなってきており、被害はむしろ中小河川の局地的地域に発生する傾向にある。特に、町住宅地を流れる木流川や寺川は断面不足や堤体が脆弱なこともあり、溢水、堤防決壊、低地帯での床下床上浸水の危険性がある。

また、近年は地球温暖化などの影響により、線状降水帯等の局地的な豪雨に見舞われる可能性もあり、道路のかん水や床下床上浸水などのおそれがある。

一方、風害としては、台風が日本海を通過する場合、その進路は北東又北北東に進む場合が多く、そのため本地域全般に南西の風が強く吹きまくり、継続時間が10時間に及ぶことがある。

この場合、フェーン現象を起こしやすく、大火誘引の危険性を伴うので十分な火災予防が必要である。また、通過時に雨を伴う場合は、豪雨となり黒部川以東に特に多く降り被害をもたらす。

富山県内を通過する場合は全般に風水害となり、海岸部で高波に注意する必要がある。

中部地方、又は関係地方を通過する場合は、北東の風が強く吹き、この場合も、風水害、高波を起こしやすい。

4 土砂災害

当町内には、土石流77区域、地滑り37区域、急傾斜地の崩落65区域の土砂災害警戒区域が存在し、いずれも集中豪雨等による大災害をもたらす危険性がある。

このような土砂災害警戒区域を含め、山間地での土石流や地すべり、山腹崩壊の危険もあり、豪雨、雪融け時には注意を要する。

5 浪害

台風や発生した低気圧が太平洋沿岸を通るときの北東の風は、海岸部において塩害を引き起こし、冬の季節風によっておこる風浪や富山湾特有のうねり性の大波「寄り回り波」は、海岸堤防の破損、漁船の流出、宮崎漁港の港口閉塞、海浜部農地の冠水土砂埋没や海浜部住宅の床下床上浸水を招く恐れがある。

6 雪害

冷たい北西の季節風が吹く冬期は、多量の降雪をもたらし、しばしば豪雪となって、家屋の損壊や排雪による中小河川・用排水の溢水による被害を発生させている。

さらに、雪崩の発生は、家屋の倒壊や道路交通の遮断を引き起こし、山間地集落の孤立化や物資輸送に障害をもたらす恐れがある。当町の山間部には、雪崩危険箇所が23箇所ある。

7 その他の災害

火災の発生及び拡大は、気温、湿度、風速などの気象条件と密接に関係するが、春季のフェーン現象下と火気使用率の高い冬季に多く、出火原因の多くは火気の取扱いの不注意や不始末といった過失によるものであり、火気取扱いに十分注意を払う必要がある。

住宅・建物の密集化、建築様式の多様化、化学合成建材の普及、ガス・石油類の使用機会の増加とともに火災が発生すれば、火の回りが早いこと、有毒ガスの発生、消火活動上の障害などにより、予期しない惨事となる危険性がある。

第7節 朝日町防災会議

朝日町地域防災計画の作成、実施の推進をはじめ、町の防災施策等について審議する機関として、朝日町防災会議を設ける。

1 所掌事務

朝日町防災会議の所掌事務は、次のとおりである。

- ① 朝日町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- ④ 水防法第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ⑤ 前号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

2 組織

朝日町防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。

表 1-7-1 防災会議委員名簿

区分	職名	区 分	機 関 名
	会長		朝日町長
1	委員	指定地方行政機関	国土交通省北陸地方整備局黒部河川事務所長
	〃	〃	国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部国道維持出張所長
	〃	〃	農林水産省中部森林管理局富山森林管理署長
	〃	〃	農林水産省北陸農政局地方参事官（富山）
2	〃	富山県知事部局職員	富山県新川土木センター入善土木事務所長
	〃	〃	富山県新川農林振興センター所長
	〃	〃	富山県新川厚生センター所長
3	〃	富山県警察本部警察官	富山県入善警察署長
4	〃	町長部局の職員	朝日町副町長
	〃	〃	朝日町会計管理者
	〃	〃	あさひ総合病院長
	〃	〃	朝日町総務政策課長
	〃	〃	朝日町財政管理課長
	〃	〃	朝日町税務課長
	〃	〃	朝日町住民・子ども課長
	〃	〃	朝日町健康課長
	〃	〃	朝日町農林水産課長
	〃	〃	朝日町商工観光課長
	〃	〃	朝日町建設課長
〃	〃	朝日町教育委員会事務局長	
5	〃	教育長	朝日町教育長

6	〃	消防機関	新川地域消防本部消防長
	〃	〃	朝日町消防団長
7	〃	指定公共機関	西日本電信電話株式会社富山支店長
	〃	〃	あいの風とやま鉄道株式会社魚津駅長
	〃	〃	北陸電力株式会社理事新川支店長
	〃	〃	日本郵便株式会社泊郵便局長
	〃	〃	中日本高速道路株式会社金沢支社富山高速道路事務所長
	〃	指定地方公共機関	新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合（みらーれTV）理事長
	〃	〃	株式会社新川コミュニティ放送取締役放送局長
8	〃	自主防災組織・学識経験者	朝日町自治振興会連絡協議会代表者
	〃		学識経験者
9	〃	公共的団体	朝日町医師会長
	〃	〃	朝日町社会福祉協議会長
	〃	〃	朝日町民生委員児童委員協議会長
	〃	〃	朝日町小中学校長会長
	〃	〃	みな穂農業協同組合代表理事組合長
	〃	〃	朝日町沿岸漁業連絡協議会長
	〃	〃	新川森林組合朝日支所長
	〃	〃	朝日町商工会長
	〃	〃	朝日町建設業協会長
	〃	自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊重迫撃砲中隊長

3 会議の招集

防災会議の招集は、会長が会議開催の5日前までに、開催日時、場所及び議事を示して委員に通知して行う。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

4 多様な主体の参画

朝日町地域防災計画の策定等に当たり、多様な主体の意見を反映できるよう、朝日町防災会議の委員として、自主防災組織に携わる者や女性、学識経験者などの参画についても検討する。

